

最低賃金の発効遅延はなぜ生じるか：

使用者の参加制約による説明

2026 年 7 月/July, 2026

ISS Discussion Paper Series

J-258

大井方子

最低賃金の発効遅延はなぜ生じるか：使用者の参加制約による説明

Why Are Minimum Wage Increases Delayed? A Participation-Constraint Account

2026 年 6 月

大井方子

要 約

2025 年の地域別最低賃金では、中央最低賃金審議会の示す目安額が過去最高となる一方、発効日が翌年 3 月末にまで大きくばらつき、一部の県では実質的に目安どおりの引上げに届かない事態が生じた。本稿は、この発効遅延がなぜ生じるのかを、最低賃金の決定を労使の交渉とみなす一期モデルによって説明する。目安への上乗せが負になりえない

($\beta \geq 0$) という慣行的制約のもとでは、支払い余力が目安を下回る低余力県において、目安どおりの妥結が使用者にとって赤字となり、参加制約を満たせない。このとき使用者は、発効を遅らせることで当面の人件費負担を軽減するほかなく、低余力県には発効遅延の下限が存在する。一方、労働者は発効遅延によって利得を損なうため遅延を望まないが、妥結のためにこれを受け入れざるをえない。この枠組みは、使用者の支払い余力と目安の大小によって、遅延を要する県と要しない県の二群構造を導く。本稿の説明は、将来の割引や情報の非対称性を仮定しない最小の前提に基づく点に特徴がある。以上から、発効遅延の規制は、目安額の水準が高いかぎり、低余力県の妥結そのものを困難にすることが示唆される。

キーワード：労働基準政策、賃金・退職金、労使関係一般

JEL Classification Code: J38・J52・C78

連絡先：大井方子

高知県公立大学法人 高知県立大学文化学部

〒780-8515 高知県高知市永国寺町 2 番 22 号 A531 研究室

tel.088-821-7100(代)内線 1531、(直)088-821-7189

oimasako@cc.u-kochi.ac.jp

I はじめに

地域別最低賃金の制度は次の通りである。まず例年7月末に、中央最低賃金審議会が、都道府県をランクに分け(2022年まではA～Dの4ランク、2023年以降はA～Cの3ランク)、毎年、ランク別に、それまでの最低賃金 w_0 に対し、追加する額の目安 α ($\alpha \geq 0$)を示す。それを受け、例年8月初旬に、各都道府県の地方審議会がさらに上乗せをする場合はその上乗せ β を決め、各都道府県の最低賃金 $w_0 + \alpha + \beta$ を、部会(各3人)で全会一致にならなければ本審(各5人)で、採決により決める。目安 α は、都道府県によっては、審議に先立ち目安を重視する旨を確認する運用をするところもあり、ほぼ外生といってよい。上乗せ β は、マイナスになることはほぼないといってよい。実際、2007年の最低賃金法改正以降、目安額を下回った例は2015年の神奈川県のみである(各年の地域別最低賃金改定状況参照)。従来、地域の最低賃金の発効日はおおむね10月初旬で、2024年度以前は発効遅延が事実上問題とならず($D \approx 0$)、交渉はもっぱら目安に何円上乗せるか β をめぐるで行われてきた。

しかし、2025年に、2つの変化があった。第1に、目安 α が過去最高となった(A・B 63円、C 64円)。第2に、「令和7年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」(令和7年8月4日)に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。それを踏まえ、発効遅延 D が新たな交渉対象になった。その結果、発効は翌年3月末にまでばらついた(図1参照)¹。

この2025年の発効遅延を数量的に捉える試みに関する先行研究は次の通りである。権丈(2025)は発効遅れを織り込んだ指標を「実効上乗せ額」と呼び、長谷川(2025)は上乗せ β が高いほど発効遅延(後ろ倒し) D が長いという正の相関を指摘した。安部・大井・虞(2026)は後ろ倒し D を審議遅れ D_R と意図的遅れ D_I に分解した。また、労働者側にとっての損失と収支が釣り合う上乗せ水準 $\beta = \alpha D / (1 - D)$ を満たさない県が多いことを示した。安部・虞(2026)は損失の回収期間を $\Delta = \alpha D / \beta$ として定義し、 Δ が長い県では審議で労働側が反対し使用者側が反対しない傾向を示した。これらはいずれも、発効遅延が生んだ損失とその帰結を記述・計測するものである。しかしながら、なぜ遅れるのか、という理由にこたえるものではない。

労使交渉でなぜ遅れるかという理論研究としては、Cramton and Tracy(1992)が、ストライキとホールドアウト(ストライキには入らず、賃金交渉を続ける事)において、労使交渉における妥結が遅れる現象を私的情報のシグナリングとして説明している。ただし Kennan and Wilson(1993)は、シグナリング・モデルが現実的な紛争期間を生むには割引率が非現実的に大きくなければならないと指摘している。しかし、これらは、日本の最低賃金における遅延を説明してはいない。

¹ この発効は、地方における交渉が、上乗せ1円単位の離散的な調整から、発効時期による調整も含めたより連続的な調整へ変わったと解釈できる。

そこで、本稿は、日本の最低賃金制度を労使交渉として労使の意思決定から見直し、なぜ遅れるのかという理由に答えることを目的とする。2026年6月、中央最低賃金審議会(2026)は、発効日を引上げ額確保のための過度な交渉材料とすべきでないとして、早期発効を原則とする方針を打ち出した。しかし、交渉材料とすべきでないといっても、発効遅延がなぜ生じるのかが分からなければ、それを抑制する方針も実効性を欠くものと思われる。

なぜ遅れるのかの答えを先んじると、上乘せが目安を下回れない($\beta \geq 0$)という制約のもとで、支払い余力の乏しい県は目安どおりの妥結では赤字になってしまうため、参加制約(赤字回避)を満たすには、発効遅延でしか調整できないからである。

本稿の貢献は次の通りである。第1に、安部・虞(2026)が示した「 Δ が長いほど労働側が反対し使用者側が反対しない」という相関は、労働者の利得が発効遅延とともに減少するという本稿の含意と整合的である。第2に、Cramton and Tracy (1992)が私的情報と割引率に依拠するのに対し、本稿は割引率も私的情報も仮定せず、使用者の参加制約のみから遅延を導く。これにより、Kennan and Wilson (1993)の難点を割引率によらず回避する。

以下、本稿は、II モデルの設定、III 結果(二群構造と $D_{\min}$ 、なぜ遅れるか)、IV 考察、を示し、V おわりににて結論を示す。

II モデルの設定

1 発効遅延 D ($1 \geq D \geq 0$)、目安 α (外生、 $\alpha \geq 0$)、上乗せ β ($\beta \geq 0$)

1 期モデルを考える。期間の長さを 1 に基準化する。賃金改定年度の当初、新賃金はまだ発効しておらず、使用者は旧賃金 w_0 で操業する。このうち長さ D の区間は旧賃金 w_0 のまま操業する発効遅延の期間であり、残りの長さ $1-D$ の区間で新賃金 $W=w_0+\alpha+\beta$ が発効される。 D が発効遅延の長さである (図 2 参照)²。

目安 α は各都道府県に外生的に与えられ ($\alpha \geq 0$)、 β は地方審議会による上乗せ ($\beta \geq 0$) である。妥結とは、上乗せ β と発効遅延 D を一組 (β, D) として合意することであり、労使は妥結点 (D, β) をめぐって交渉する。本稿は使用者の発効遅延 D の決定に焦点を当てる。

2 雇用

当初は労働供給 N_0 が全員雇用されている。発効遅延の期間は旧契約の継続であり、雇用は当初の N_0 のまま据え置かれる。発効後 (賃金改定後) の雇用は、労働需要 $N(W) = N_0 \cdot (1 - \eta W)$ に従う。 η は労働需要の賃金弾力性である。

本稿では、雇用が賃金に対して非弾力的な基準ケース $\eta = 0$ (このとき $N(W) = N_0$ 、以下 $N_0 = 1$ に基準化) を分析する。これは発効の「タイミング」に焦点を当てるためであり、雇用が賃金に反応する一般のケース ($\eta > 0$) は、続編で扱う。

3 付加価値 v

労働者一人あたり付加価値を v とする。本稿は 1 期モデルを扱うため、旧賃金 w_0 を賄えること、すなわち $v \geq w_0$ を前提とする。賃上げが生産性に与える効果、すなわち効率賃金による上昇や長期的には逓減することを含めるかについては続編で扱う。

4 使用者の支払い余力

労働者一人あたりに対する使用者の支払い余力は、付加価値から賃金を差し引いたものである。したがって、

$$\text{発効前の支払い余力: } z \equiv v - w_0 \quad (\text{上記より、} v \geq w_0 \text{ であるから } z \geq 0)$$

$$\text{発効後の支払い余力: } v - W = v - (w_0 + \alpha + \beta) = (z - \alpha) - \beta$$

である。

5 使用者側の利得 Π

使用者の支払い余力とは、使用者にとっての労働者一人あたり利得でもある。各局面の支払い余力に、その局面の雇用量と長さを掛け、足し合わせると、使用者の利得が得られる。

² 将来の年度を割引因子 δ で含めて 2 期モデルに拡張しても、二群構造や単調性といった本稿の主要な結果は保たれると考えられる。この拡張は続編で扱う。

発効遅延の区間（長さ D 、旧賃金 w_0 で操業、雇用 N_0 据え置き、支払い余力 z ）と発効後の区間（長さ $1-D$ 、新賃金 W で操業、雇用 $N(W)$ 、支払い余力 $(z-\alpha)-\beta$ ）に分かれ、使用者の利得は

$$\Pi = N_0 \cdot D \cdot (v - w_0) + N(W) \cdot (1 - D) \cdot (v - W)$$

$\eta = 0$ （このとき $N_0 = N(W) = 1$ ）のもとでは、

$$\Pi = (z - \alpha) + \alpha D - (1 - D)\beta \quad \cdots \cdots (1)$$

を得る。

6 労働者側の利得 U_L

労働者の利得は、発効前（発効遅延の区間）で旧賃金 w_0 、発効後に新賃金 W を受け取ることから生じる。賃金 w_0 を受け取るのは発効前の長さ D 、賃金 W を受け取るのは発効後の長さ $1-D$ である。したがって、労働者の利得は

$$U_L = N_0 \cdot w_0 \cdot D + N(W) \cdot (w_0 + \alpha + \beta) \cdot (1 - D)$$

である。

本稿の $\eta = 0$ のもとでは $N_0 = N(W) = 1$ であるから、整理すると、

$$U_L = w_0 + (1 - D) \cdot (\alpha + \beta) \quad \cdots \cdots (2)$$

となり、 U_L は β について単調に増加する。すなわち労働側は β を高く望む。（雇用が賃金に反応する $\eta > 0$ の場合には内点解が存在し、 $W^* = 1/(2\eta)$ が生じるが、これは続編で扱う。）

III 結果

1 ゼロサム構造と労使の対立

改めて整理すると、労働者の利得 U_L 、使用者の利得 Π はそれぞれ、

$$U_L = w_0 + (1-D) \cdot (\alpha + \beta) \quad \cdots \cdots (2)$$

$$\Pi = (z - \alpha) + \alpha D - (1-D)\beta \quad \cdots \cdots (1)$$

である。このことから、使用者の利得は

$$\Pi = v - U_L \quad \cdots \cdots (1)'$$

とも書き直せる。つまり、この交渉の構造は、付加価値 v を、労使が分け合うゼロサムゲームである。そして、発効遅延 D 、目安 α (外生)、上乗せ β は、

$$0 \leq D \leq 1, \quad \alpha \geq 0, \quad \beta \geq 0 \quad \cdots \cdots (3)$$

だから、

$$\begin{aligned} \partial U_L / \partial D &= -(\alpha + \beta) \leq 0, & \partial U_L / \partial \beta &= (1-D) \geq 0 \\ \partial \Pi / \partial D &= -\partial U_L / \partial D = \alpha + \beta \geq 0, & \partial \Pi / \partial \beta &= -\partial U_L / \partial \beta = -(1-D) \leq 0 \end{aligned}$$

よって労働者側は発効遅延 D を短くしたく、また上乗せ β を増やしたい。その一方、使用者側は、発効遅延 D を長くしたく、また上乗せ β を減らしたい。

なお、 $\partial \Pi / \partial D = \alpha + \beta$ は ($\alpha + \beta > 0$ のとき) 正であり、ゼロにならない。すなわち、発効遅延 D は使用者側の利得最大化だけでは止まらない (内点の一階条件をもたない)。何が遅延を止め、どこで妥結するのかは、使用者側の利得最大化ではなく、労働者側との交渉と使用者自身の参加制約によって定まる。これは次節以降でみることにする。

2 労働者側の参加制約 (必ず満たす)

労働者は、(3)の制約の下にある。ここで、労働者の参加制約は、最低限は $U_L \geq 0$ であるが、通常、既に得られている w_0 以下では実際には妥結しないであろう。よって、労働者の参加制約は、 $U_L \geq w_0$ である。(2)より、

$$U_L = w_0 + (1-D) \cdot (\alpha + \beta) \geq w_0$$

は、(3)の条件の下では常に満たされるため、労働者側は必ず交渉に参加する。交渉で争われるのは、 w_0 の上の部分である $(1-D)(\alpha+\beta)$ である。

3 使用者側の参加制約と二群構造

使用者の交渉への参加制約は、 $\Pi \geq 0$ 、すなわち

$$\begin{aligned}\Pi &= (z-\alpha) + \alpha D - (1-D)\beta \geq 0 \\ \Leftrightarrow \beta &\leq (z-\alpha)/(1-D) + \alpha D/(1-D) \quad \dots\dots(4)\end{aligned}$$

である。(4)の右辺は、 (D, β) 平面における参加制約の境界 ($\Pi=0$ の線) を与える。(3) のもとで図示すると、妥結領域 ($\Pi \geq 0$) は、右上がりの(4)の線より下、かつ第1象限 ($D \geq 0, \beta \geq 0$) の部分である。

ここで、目安どおり遅延なく妥結する点 $(D, \beta)=(0, 0)$ での利得は

$$\Pi(0, 0) = z - \alpha$$

であり、その符号によって、使用者は次の二群に分かれる。

1) $z - \alpha \geq 0$ の場合 (上層) (図 3-i))

参加制約の境界(4)の β 切片は $z - \alpha \geq 0$ 、 D 切片 ($\beta=0$ となる D) は $D_{\min}=1-z/\alpha$ であり、これは負である。 $\Pi(0, 0) \geq 0$ だから、 $(D, \beta)=(0, 0)$ 、すなわち遅延なし・上乗せなしでの即時妥結が可能である。以下 $\alpha > 0$ とする。

2) $z - \alpha < 0$ の場合 (下層) (図 3-ii))

β 切片は $z - \alpha < 0$ 、 D 切片は $D_{\min}=1-z/\alpha$ であり、これは正である。 $\Pi(0, 0) < 0$ だから、即時妥結 $(D, \beta)=(0, 0)$ は赤字となり不可能である。 $\beta \geq 0$ のもとで参加制約 $\Pi \geq 0$ を満たすには、使用者は少なくとも発効遅延 $D_{\min}$ まで遅らせる必要がある。

すなわち、使用者は支払い余力と目安の大小 ($z \geq \alpha$) で二群に分かれる。上層 ($z \geq \alpha$) は遅延なく妥結しうるのに対し、下層 ($z < \alpha$) は発効遅延 $D_{\min}=1-z/\alpha$ 以上を要する。

なお $D_{\min}$ はあくまで下限であり、現実には上乗せ $\beta > 0$ を伴って妥結する県は、その β を受け入れるため、さらに長く発効を遅らせる。発効遅延は、上乗せ β が大きいほど、また支払い余力 z が乏しいほど長くなる。

4 なぜ発効遅延が生じるか

3 でみたとおり、低余力県 ($z-\alpha<0$) では発効遅延 $D_{\min}$ 以上が生じる。その理由をあらためてここで整理すると次の通りである。

遅延の素地は労使双方にある。使用者は $\partial\Pi/\partial D=\alpha+\beta\geq 0$ のため、遅延を望む。一方、労働者は $\partial U_L/\partial D=-(\alpha+\beta)\leq 0$ のため、遅延を望まないが、 U_L はつねに w_0 以上であるため、遅延を伴う妥結であっても、妥結しないより労働者にとって望ましい。したがって労働者は、望まないものの、妥結のために遅延を呑みうる。この、労働者が遅延を望まないという性質は、損失回収期間が長い県ほど審議で労働側が反対するという観察（安部・虞（2026））と整合的である。ただし、これだけでは全県が遅れるわけではない。目安どおり妥結が黒字の県 ($z-\alpha\geq 0$) は遅延なく妥結でき、遅れは強制されない。

しかし、 $\beta\geq 0$ が慣例上ほぼ成立している状況で事情が異なるのは、低余力県 ($z-\alpha<0$) である。これらの県では目安どおり妥結が赤字となり、 $\beta\geq 0$ ゆえ上乗せ引き下げで回避できない。参加制約 $\Pi\geq 0$ を満たすには、発効遅延でしか調整できない。これが直接の原因である。

この説明には、将来の割引も私的情報性も必要としない。発効遅延は $\beta\geq 0$ と参加制約という最小の仮定だけで生じる。

ただし、各都道府県の (D, β) の正確な根拠は本稿では特定できない。労使の交渉（交渉力、交渉ルール、世論、次年度への影響など）に依存するためである。しかしながら、この (D, β) がどのような値であったとしても、本稿の結果は成立する。すなわち、都道府県は二群に分かれ、下の群（低余力県）には発効遅延の下限 $D_{\min}$ が存在し、使用者は妥結のために発効を $D_{\min}$ 以上引き延ばす必要がある。この結論は、上乗せ β がどの水準で妥結したかに依存しない。

IV 考察

1 実際のデータとの対応

本稿のモデルは、目安 α が大きいほど、支払い余力がそれに満たない県 ($z < \alpha$) が増え、それらの県の発効遅延の下限 $D_{\min} = 1 - z/\alpha$ も大きくなることを予測する。すなわち、大幅な引き上げの年ほど、低余力県で長い発効遅延が広範に生じる。

2025 年度は、目安が大きく引き上げられ、同時に発効が 11 月や越年にまでばらついた (図 1)。越年した 6 県のうち多くは、高い引上げ額と高い影響率 (最賃近傍労働者の比率) を発効日後ろ倒しの理由として挙げており (中央最低賃金審議会 (2026))、影響率の高さが支払い余力の乏しさと対応すると考えれば、これは低余力県ほど発効遅延を要するという本稿の予測と整合的である。ただし、各県の支払い余力 z は直接には観察されず、観察される妥結点 (D, β) から z を識別することは本稿の範囲を超える。これは続編の課題である。

2 政策的含意

2026 年 6 月、中央最低賃金審議会 (2026) は、発効日を引上げ額確保のための過度な交渉材料とすべきでないとして、早期発効を原則とする方針を打ち出した。

本稿は、この発効遅延が「なぜ」生じるのかを示した。遅延の直接の原因は、低余力県 ($z < \alpha$) では、目安 α どおりの妥結では赤字となり ($\Pi < 0$)、上乗せは $\beta \geq 0$ の制約があるため引き下げられず、参加制約 $\Pi \geq 0$ を満たすには発効遅延 D でしか調整できないことにある。ただし、このことは、上乗せ β が負であることを認めるべきだと主張するものではない。

したがって、発効日の後ろ倒しを規制しても、目安 α が高いという根本が変わらなければ、低余力県では妥結そのものが困難となり、問題は別の形 (労使対立や審議の難航) で現れる。実際、2025 年度には複数県で労使委員の退席が生じた。

中央最低賃金審議会 (2026) の企業ヒアリングでは、後ろ倒しによる人件費負担の軽減を評価する声が見られ、これは使用者が参加制約を満たすために発効遅延を用いるという本稿の含意と整合的である。

発効遅延の根本要因は目安 α の水準にある。目安 α が高いまま発効遅延だけを規制しても、低余力県が参加制約を満たす手段を失うだけで、発効遅延を生む構造そのものは変わらない。発効遅延の有無とその長さは、目安 α と支払い余力 z の分布によって規定される³。

本稿の含意の一つは、発効遅延が支払い余力の乏しさに由来することである。仮に支払い余力が観察可能であれば、必要な遅延は下限 $D_{\min}$ で足りる。支払い余力が私的情報である場合に遅延がそれを超えるか、また情報公開がどう作用するかは、続編で扱う。

³ なお、2026 年 6 月時点で政府は「2020 年代に全国平均 1500 円」目標の見直しに向け調整に入ったと報じられている (毎日新聞 2026 年 6 月 25 日)。これは本稿の含意に照らせば、目安 α の上昇ペースの抑制を通じて、低余力県 ($z < \alpha$) の発効遅延圧力を緩める方向に作用しうる。

なお、支払い余力の乏しい県を遅延によって救済することが、かえって低生産性部門の存続を許し、成長を妨げるという見方もありうる。賃金水準を引き上げ、低効率部門の退出を促すべきだという議論である。本稿はこの当否に立ち入らないが、発効遅延が支払い余力の分布と目安の水準に規定される以上、こうした論点とも無関係ではない。

3 限界と今後の課題

本稿は、支払い余力が知られている場合の発効遅延の下限 $D_{\min}$ を与えた。残された課題は多い。

第1に、支払い余力は使用者の私的情報であり、使用者はこれを低く装いうる。そのため実際の発効遅延は $D_{\min}$ を超えうる（過剰遅延）。この分析と、それを是正する情報公開の作用は、続編で扱う。

第2に、本稿は1期モデルである。労働者が遅延を受け入れる背景には、目減りを将来の賃金で回収できるという見込みもありうる。これを扱うには、割引因子を含む2期モデルへの拡張が必要である。

第3に、本稿は雇用が賃金に反応しない場合（ $\eta=0$ ）を扱った。上乘せの引き上げが雇用を減らす効果（ $\eta>0$ ）は、それ自体実証的な論点であると同時に、使用者側が労働者側に対して持つ交渉上の手段でもある。

第4に、低賃金が労働力の県外流出をもたらすという認識は労使に共有され、知事も懸念するところである。流出を防ぐための賃上げ（リテンション）の動機は、本稿では捨象した。

第5に、賃上げが生産性に与える効果（効率賃金による上昇、長期的な逓減）も、本稿では一定とした。

これらはいずれも、続編の課題である。

V おわりに

本稿は、2025 年度に顕在化した地域別最低賃金の発効遅延を、使用者のホールドアウト（参加制約のもとでの発効遅延の選択）として理論化した。

主な結果は次の 3 点である。第 1 に、使用者は支払い余力と目安の大小（ $z \geq \alpha$ ）で二群に分かれる。支払い余力が目安を上回る県は遅延なく妥結しうるのに対し、下回る県は発効遅延を要する。第 2 に、後者の群には発効遅延の下限 $D_{\min} = 1 - z/\alpha$ が存在し、支払い余力が乏しいほど大きい。第 3 に、遅延の直接の原因は、上乗せが目安を下回れない（ $\beta \geq 0$ ）という制約のもとで、低余力県が参加制約（赤字回避）を満たすには発効遅延でしか調整できないことにある。この説明は、将来の割引も支払い余力の私的情報性も必要としない、最小の仮定に基づく。

残された課題は、支払い余力が私的情報である場合の過剰遅延と、それを是正する情報公開の分析である。これは続編で扱う。

参考文献

安部由起子・大井方子・虞尤楠 (2026)「2025 年の最低賃金の地方審議について：発効日の後ろ倒しと知事の関与の分析」『北海道大学 Discussion Paper Series B』220、pp. 1-37.

安部由起子・虞尤楠 (2026)「最低賃金発効遅れの影響はどの時点で解消するか? : 「損失回収期間」による実効上乗せ額の再解釈」『北海道大学 Discussion Paper Series B』221、pp. 1-27.

権丈英子 (2025)「2025 年度最低賃金改定をめぐる歴史的意味」『共済新報』第 66 巻第 11 号、pp.8-18.

長谷川雪子 (2025)「近年の地域別最低賃金の動向」『新潟大学経済論集』第 120 号、pp.1-15.

中央最低賃金審議会 (2026)「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理 (案)」(2026 年 6 月 23 日)

厚生労働省「地域別最低賃金」公表資料 各年

中央最低賃金審議会 (2025)「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」(令和 7 年 8 月 4 日)

Cramton, Peter C. and Joseph S. Tracy (1992) "Strikes and Holdouts in Wage Bargaining: Theory and Data", *American Economic Review*, 82, 100-121.

Kennan, John and Robert Wilson (1993) "Bargaining with Private Information," *Journal of Economic Literature*, Vol. 31, No. 1, 45-104.

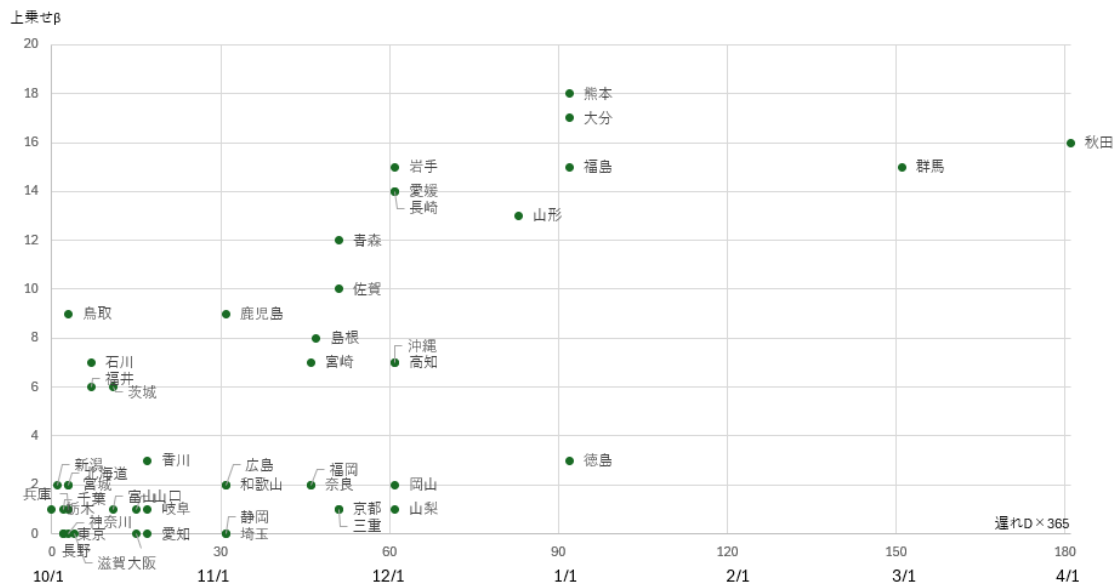


図1 2025年各都道府県の発効遅延Dと上乘せ β

出所: 厚生労働省公表資料より筆者作成

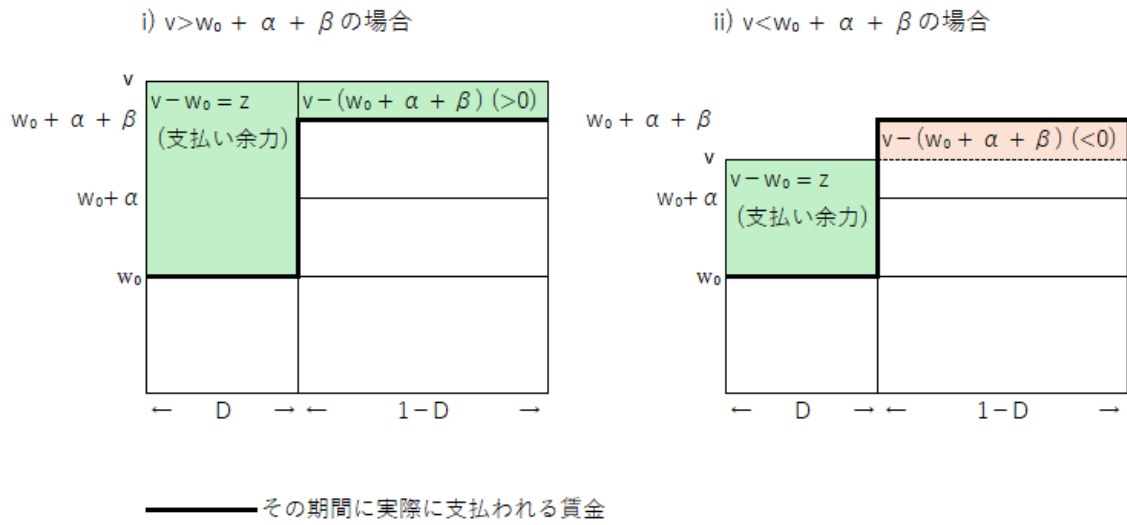


図 2 発効遅延 D の時間構造と賃金と支払い余力 z

出所: 筆者作成

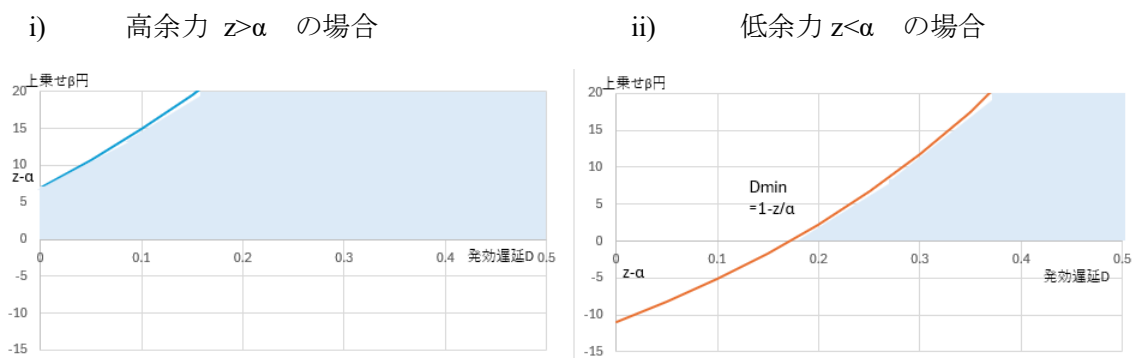


図 3 (D, β) 平面: 使用者の参加制約 (二群)

出所: 筆者作成